平成２３年（フ）第１３８号
佐賀県伊万里市立花町2821番地21
債務者　山本　美幸
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部
平成２３年（フ）第２３９号
岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第７地割25番地１　コーポベル101号
債務者　木村　辰男
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２３年（フ）第２９７号
盛岡市永井20地割７番地12　コーポ多賀103号
債務者　高橋利久子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２３年（フ）第３０１号
岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保77番地19
債務者　瀧澤　正雅
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２３年（フ）第１２８号
福島県郡山市大槻町字北ノ林21番地の１　山文ハイツ601号
債務者　中島　大輔
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係
平成２３年（フ）第６５号
石川県加賀市山中温泉塚谷町２丁目97番地２
債務者　番場真之介
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
金沢地方裁判所小松支部
平成２３年（フ）第４７号
長野県松本市梓川梓2692番地17、申立時の住所長野県松本市梓川倭2050―１　グレース安曇野Ｂ101
債務者　遠山　正志
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２３年（フ）第５４号
長野県駒ヶ根市赤穂14番地363　パレスブルースカイＣ202号室
債務者　井澤　優香
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
長野地方裁判所伊那支部
平成２３年（フ）第２９号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3014番地の４　稲取町営住宅２―１―３
債務者　前野　正義
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
静岡地方裁判所下田支部
平成２３年（フ）第１５７３号
愛知県津島市立込町３丁目15番地１
債務者　林田　健造
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第１７１８号
愛知県弥富市平島町喜右味名61番地１　サンハイツＫ＆Ｉ　Ｂ―103
債務者　石嶺　直美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第１２２号
三重県津市高茶屋６丁目16番31号　Ｙ’ｓＧＡＲＤＥＮ　Ｂ号室、前住所三重県津市雲出本郷町1461番地88
債務者　和田　大助
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
津地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第１２７号
三重県鈴鹿市三日市１丁目４番３号　ガーデンフォーブル安田101
債務者　淺田　雄作
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
津地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第１３３号
三重県鈴鹿市桜島町６丁目５番地の14
債務者　岡野　春代
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
津地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第１３４号
三重県鈴鹿市山本町926番地の３、前住所三重県亀山市布気町道野852―２　アイルーム亀山上道野210号
債務者　佐々木皇太
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
津地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第１３６号
三重県津市大門26番12号　大門パステルハイツ205号、前住所三重県津市安濃町田端上野987番地45
債務者　丹羽　利通
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
津地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第１３８号
三重県鈴鹿市平田本町２丁目16番19号
債務者　津村　　昇
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
津地方裁判所破産係